

【表紙】
 【提出書類】 訂正発行登録書
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2025年10月17日
 【会社名】 ルノー
 (Renault)
 【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フランソワ・プロボ
 (François Provost, Chief Executive Officer)
 【本店の所在の場所】 フランス、ブローニュ・ビヤンクール92100
 ジェネラル・ルクレール・アベニュー 122-122bis
 (122-122 bis avenue du Général Leclerc, 92100
 Boulogne-Billancourt, France)
 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月岡 崇
 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タ
 ワー
 長島・大野・常松法律事務所
 03-6889-7000
 【電話番号】 弁護士 石井 将太
 【事務連絡者氏名】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J P タ
 ワー
 長島・大野・常松法律事務所
 【連絡場所】 03-6889-7000
 【電話番号】
 【発行登録の対象とした
募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2024年5月15日
効力発生日	2024年5月23日
有効期限	2026年5月22日
発行登録番号	6-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 4,000億円
発行可能額	4,000億円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力
 停止期間は、2025年10月17日（提出日）である。

【提出理由】 2024年5月15日付発行登録書（その後の訂正を含
 む。）の記載の一部（「第二部 参照情報」におけ
 る記載事項）を訂正するため、本訂正発行登録書
 を提出するものである。（訂正内容については、下
 記を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当なし

【訂正内容】**第二部 【参照情報】**

(以下の訂正が、2024年5月15日付発行登録書(その後の訂正を含む。)の「第二部 参照情報」「第1 参照書類」においてなされる。訂正箇所は下線を付して表示している。)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度	自	2023年1月1日		2024年5月15日に関東財務局長に提出
(2023年度)	至	2023年12月31日		
事業年度	自	2024年1月1日		2025年5月15日に関東財務局長に提出
(2024年度)	至	2024年12月31日		
事業年度	自	2025年1月1日		2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定
(2025年度)	至	2025年12月31日		

2 半期報告書

事業年度	自	2024年1月1日		2024年9月13日に関東財務局長に提出
(2024年度中)	至	2024年6月30日		
事業年度	自	2025年1月1日		2025年9月17日に関東財務局長に提出
(2025年度中)	至	2025年6月30日		

3 臨時報告書

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年5月28日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を2024年6月20日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月2日に関東財務局長に提出

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(2025年10月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月15日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 6 月 5 日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月15日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 6 月18日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月15日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 7 月11日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月15日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 8 月 4 日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき2024年10月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年 3 月17日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき2025年 6 月18日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年 7 月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第19号の規定に基づき2025年 7 月11日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月15日に関東財務局長に提出

< 訂 正 後 >

1 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度	自	2023年 1 月 1 日		2024年 5 月15日に関東財務局長に提出
(2023年度)	至	2023年12月31日		
事業年度	自	2024年 1 月 1 日		2025年 5 月15日に関東財務局長に提出
(2024年度)	至	2024年12月31日		
事業年度	自	2025年 1 月 1 日		2026年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

└─ (2025年度) 至 2025年12月31日 ─┐

2 半期報告書

事業年度	自	2024年 1 月 1 日		2024年 9 月13日に関東財務局長に提出
(2024年度中)	至	2024年 6 月30日		
事業年度	自	2025年 1 月 1 日		2025年 9 月17日に関東財務局長に提出
(2025年度中)	至	2025年 6 月30日		

3 臨時報告書

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 3 号の規定に基づき、臨時報告書を2024年 5 月28日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 3 号の規定に基づき、臨時報告書を2024年 6 月20日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月 2 日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき、臨時報告書を2024年10月28日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 6 月 5 日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 6 月18日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 7 月11日に関東財務局長に提出

上記 1 の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（2025年10月17日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 9 号の規定に基づき、臨時報告書を2025年 8 月 4 日に関東財務局長に提出

4 外国会社報告書及びその補足書類

該当なし

5 外国会社半期報告書及びその補足書類

該当なし

6 外国会社臨時報告書

該当なし

7 訂正報告書

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2024年10月28日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年3月17日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の規定に基づき2025年6月18日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年7月28日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第19号の規定に基づき2025年7月11日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月15日に関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づき2025年6月5日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2025年10月17日に関東財務局長に提出